INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目６番７号
ウンピン神田ビル８階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Ｖｏｌ．１０９　２０１３年１１月１９日

台日特許等優先権書類の電子的交換の開始について（続き）

記

台湾経済部知的財産局（以下「台湾特許庁」という。）は日本特許庁との『台日特許等優先権書類の電子的交換（ＰＤＸ）』を２０１３年１２月２日より実施することとなりました。

従って、日本国を第一国とする特許出願又は実用登録出願を優先権主張の基礎とし台湾特許庁への特許出願又は実用登録出願を行う場合は、最先の優先権日から１６ヶ月以内に、日本特許庁によって発行される「アクセスコード付与通知書」に記載のアクセスコードを台湾特許庁へ上申することで優先権書類の紙媒体による提出を省略することができます。

台湾特許庁が正確な優先権書類の電子データを取得できない場合には、出願人はその通知を受け２ヶ月以内に正確な「アクセスコード」又は優先権番号を補正するか、又は優先権書類の紙媒体を提出しなければなりません。

但し、ＰＣＴ出願を優先権主張の基礎とする場合には、従前通り紙媒体による提出が必要です。

なお、日本特許庁より「アクセスコード」〔世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（ＤＡＳ）の利用〕を入手するための具体的な手続については、日本特許庁ウェブサイトでその情報を閲覧することができます。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/yuusennkenn_syouryaku.htm

以上

（情報源：台湾経済部知的財産局）